



平成 30 年 10 月 23 日

千代田区長  
石 川 雅 己 殿

千代田区特別職報酬等審議会  
会長 上 村 協 子

千代田区議会議員の議員報酬及び期末手当の額の定め方並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料等の額の定め方並びに千代田区議会議員の議員報酬及び期末手当の額の適否並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料等の額の適否について（答申）

平成 30 年 6 月 11 日付 30 千政総務発第 53 号により本審議会に諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申します。

千代田区特別職報酬等審議会

会 長 上 村 協 子

会長職務代理 朝 日 ち さ と

委 員 石 渡 し ん こ う

委 員 及 川 浩 二 朗

委 員 笠 井 清 純

委 員 小 林 久 子

委 員 須 永 明 美

委 員 番 敦 子

委 員 廣 瀬 元 夫

委 員 古 川 紀 子

委 員 吉 田 茂

## 答 申

### 1 はじめに

本審議会は、平成30年6月11日に千代田区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、千代田区長から「千代田区議会議員の議員報酬及び期末手当の額の定め方並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料等の額の定め方について」及び「千代田区議会議員の議員報酬及び期末手当の額の適否並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料等の額の適否について」諮問を受けた。

この諮問を受けて、当審議会はこれまで5回にわたり精力的に会議を開き、前回（平成24年10月24日答申）改定以降の社会経済情勢の変化及び国・都・他区の動向などについて、慎重に審議を行った結果次のとおり答申する。

### 2 審議結果（結論）

#### （1）報酬等の額の定め方について

報酬等の額の定め方については、平成27年12月24日答申において、職務と責任という視点から部長職を「100」という指数で表し、各特別職の職務と責任に応じて額を定めるという考え方が示された。しかし、答申の適用には至らなかったことから、当審議会では改めて報酬等の額の定め方について審議を行った。

前回答申で示された一般職の最高位である部長職を「100」として各特別職の報酬等を定める考え方は、シンプルであり区民にも分かりやすく、当審議会でもその考え方を活用できないか、さらに検討を進めるという案も出された。

しかし、前回答申の適用が見送られたことにより、特別職の報酬等の改定が5年間行われていない状況を踏まえ、当審議会では前回答申を尊重しつつ、社会経済情勢や他区の動向を特に勘案して報酬等の額を定めることとした。

#### （2）報酬等の額の適否について

##### ①区長等の報酬等月額について

前回改定以降の社会経済情勢などについて、特別区人事委員会給与勧告率を一例として挙げると、平成25年は月例給△0.14%、平成26年は0.20%、平成27年は0.35%、平成28年は0.15%、平成29年は0.13%と増額傾向の勧告が行われ

ている。その他の参考指標として、東京都区部消費者物価指数や東京都名目賃金指数（現金給与総額）においても、平成25～29年の5年間で上昇傾向がみられたことから、区長、副区長の給料月額並びに議員の報酬月額について、当審議会では以下のような結論に達した。

平成25～29年の5年間の特別区人事委員会の給与勧告率を参考とし、現行の報酬等の額に加算する。なお、計算の方法については、5年間の勧告率を通算して一括で加算するのではなく、平成25～29年の人事委員会勧告率を、それぞれの年度ごとに加算し、特別職の報酬等の額に反映させるものとする。

## ②新教育長の給料月額について

教育長については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」の改正により、平成27年4月1日から新たに教育長となる者から特別職と位置づけられ、法改正以前における、教育委員会事務局を統括する「教育長」と、教育委員会を代表する「教育委員長」の双方の役割を担うこととなり、これまでよりもその責任が重くなっている。その役割と職責の重要性が増していること及び他区の改定状況などを鑑み、新教育長の給料月額については、人事委員会勧告率を加算するだけでなく、役割及び責任が増している分について、その職責を全うすることを期待するという意味も込めて報酬を増額するべきとの議論となった。

そこで、当審議会では前回答申で示された部長職を100とした場合の各特別職の指数値に注目し、新教育長制度を踏まえて議論されたこの指数を参考として活用することで意見が一致した。前回答申では、退職手当を含み年収を指数で表すと区長「200」に対し教育長は「125」と示されている。これを退職手当を除き、区長を「100」とした場合に換算すると、教育長は「70.75」となる。この指数値を参考として、区長の報酬月額に対し、「70.75」をあてはめた額を新教育長の報酬月額とすることが妥当との結論に達した。

区長等の報酬等月額と同様に平成25～29年人事委員会勧告率を加算するとともに、区長「100」に対し教育長「70.75」となるよう調整する。

### ③区長、副区長及び教育長の期末手当について

区長等の期末手当については、景気は緩やかな回復基調にあり、平成25年以降の人事委員会勧告では据え置き又は引き上げとされていることから区長、副区長及び教育長については給料月額と同じく、平成25～29年の特別区人事委員会の勧告率を、現行の期末手当支給基準率に加算することとする。

### ④議員の期末手当について

議員の期末手当については、支給基準率が区長等特別職は現行、3.25であるのに対し、議員は3.65と0.4の差が生じている。これは過去の期末手当の削減経緯が区長等特別職と議員で異なっていることによるものであるが、区民にとって分かりやすく示すためにも、区長等と議員で期末手当支給基準率を揃える方が望ましいとの意見で一致した。人事委員会勧告率を参考とした場合、区長等特別職の期末手当が平成20年度の期末手当の支給率（3.80）と同等まで回復しており、平成20年度当時は区長等特別職と議員の期末手当支給基準率は同率であったことから、議員の期末手当支給基準率を区長等に合わせることにする。

## 【改定額】

### ア 報酬等月額

|      | 改定後        | 現行         | 引き上げ額   |
|------|------------|------------|---------|
| 区長   | 1,286,000円 | 1,280,000円 | 6,000円  |
| 副区長  | 1,027,000円 | 1,022,000円 | 5,000円  |
| 教育長  | 909,000円   | 895,000円   | 14,000円 |
| 議長   | 925,000円   | 921,000円   | 4,000円  |
| 副議長  | 809,000円   | 806,000円   | 3,000円  |
| 委員長  | 680,000円   | 677,000円   | 3,000円  |
| 副委員長 | 649,000円   | 647,000円   | 2,000円  |
| 議員   | 618,000円   | 616,000円   | 2,000円  |

## イ 期末手当

|             | 改定後  | 現行   | 引き上げ率 |
|-------------|------|------|-------|
| 区長、副区長及び教育長 | 3.80 | 3.25 | 0.55  |
| 議員及び役職にある議員 | 3.80 | 3.65 | 0.15  |

### ⑤退職手当について

現行の区長の退職手当は23区の他区と比較して上位にある。一方、副区長、教育長の現行の退職手当はそれぞれ他区と比較して中位に位置している。本区は平成29年4月に人口が6万人を超えるなど、行政需要は年々高まっていると考えられ、特別職の職責はより一層重くなっていることを鑑みると、当面は現状のまま据え置くことが妥当との結論に至った。

### 3 今後の課題（審議の過程で出された意見）

退職手当について、今後の社会経済情勢や他区の状況、一般職員の退職手当の状況などを総合的に踏まえ、適正な額について研究を続ける必要がある。

また、平成30年特別区人事委員会の給与勧告の状況を踏まえ、次期審議会は平成31年度の実施を検討する必要がある。

以上